

「はい、こちら企業の労働110番です」。電話は、従業員約200名の部品メーカー、A社の総務部長様でした。

「わが社では、5年前に65歳定年制を採用したのですが、人手不足でなかなか若手の労働力の確保が難し



こちら企業の労働110番です

(一社)名北労働基準協会
受験対策講座室
社会保険労務士 奥村孔子

勤務社労士の重要性

り、令和3年4月から「70歳までの就業確保措置」(従来通りの「雇用の確保措置」と、新たに「創業支援等措置」のいずれか)を講ずる努力義務が設置されました。

改正の主なポイントは、
1、対象者を限定する基準を設け
ることが可能(65歳までについては希望

者全員が対象)。基

準を設ける場合は過

半数代表者等との同

意を要し、また当該

基準についても、人

事考課による選別等

の具体性と客觀性が

必要。例えば「上司の推薦」等の基準は

不適切とされる。

2、他社での雇用

も可能。(65歳まで

については子会社や

関連会社など特殊関

係事業主が対象範

囲)。その場合には

自社と他社との間で高齢者を継続

して雇用することを約する契約を書

くなっています。そこで、今回

70歳までの再雇用制度の導入を考え

ているのですが、制度設計について

何か注意すべき点がありますか? と

ご相談です。

高年齢者雇用安定法により、企業は「65歳まで雇用の確保措置」が義務付けられていきましたが、改正によ



用などへの雇用形態の変更が可能。
また、再雇用後の業務内容や給料、
①再契約時に有期雇用やパート雇

用などの雇用形態の変更が可能。
②賃金も再契約時に改めて取り決
めることができる。ただし、最低賃
金など、雇用に関するルールを厳守
し、また、同一労働同一賃金に鑑み
て正社員と比較して業務内容や業務
量、責任の度合い等について同等で
あれば、減額は不当となる可能性が
高い。

④通勤手当などの正社員に支給さ
れている手当は、合理的な理由なく
再雇用社員に支給しないことは違法
となる。

⑤有給休暇は通算する。もちろん、
再雇用後に所定労働日数が減る場合
は付与日数が変わる。

⑥就業上の災害防止対策に取り組
み、職場環境の改善や健康・体力の
状況を定期的にチェックする。

以上のようないに留意し、対象者
への意思確認を行い、個別面談を通
じて本人の望む働き方をヒアリング
し、雇用条件等の合意が取れたら再

用でも通算で5年を超えて繰り返し
契約更新される場合、「無期転換ル
ル」が適用される。ただし、定年后
場合は特例として無期転換ルールの
対象外となる。(グループ会社以外
の他社で継続雇用される場合は、特
例の対象とならず、無期労働契約ル
ールが適用される)

り、令和5年には、2・6人に1人
が65歳以上、4人に1人が75歳以上
になることが推計されています。高
齢者の雇用は単なる人手不足解消
策ではなく、不可欠な労働力資源の
確保策であることは間違いないませ
ん。高齢者の就業確保に積極的に
対応することが求められていると思
います。

このようなさまざまな法改正に対
応するためには、労務管理の専門家
である勤務社労士(あるいは勉強を
した方)等の設置は必須だと思いま
す。当協会の「社会保険労務士受験
対策総合講座」では日頃の業務のご
相談にも対応しながら、毎年200
名近く受講生が通っています。ぜひ、
社会保険労務士の資格取得に向けて
従業員の皆様の背中を押していただ
きたいと思います。



令和5年度「社試
社会保険労務士受験対策総合
講座」のご案内